

一 五十鉄工場ハ現在ノ債權者ヲ株主トスル新会社ニ譲
 立セシムル為メニ約六十日間ニ中嶋社長及職工側ハ
 協力顧客及債權者ニ交渉シ譲立シ期スルコト
 三 其ノ間従業員(事務員ノ含ム)ハ現在会社内ニ残存スル製
 品及未製品ニ加工シ販賣ノ其ノ賣上代金ヲ以テ勞銀
 其ノ他ニ充當スルニ、其ノ賣上代金見積ハ約七
 千円位)而シテ其ノ間従業員ハ社長ニ対シ勞銀ヲ請
 求セサルコト
 右及申(通)狼候也

5. 9. 1
 1615

警視第2915号
 昭和五年八月二十九日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達 謙藏 殿
 社會局長 官 殿
 神奈川埼玉縣知事 殿

小枝製作所勞働爭議ニ関スル件(第三報)

要旨 前報后何等特異ノ行動ヲ爭議指導者何部ニ于テ爭議指導ヲ断念シ
 川口町合議員大木武雄直接業主側ト交渉セル事不調ニ終レリ

標記爭議前報後ノ状況左記ノ通リ

一 事業主側

記